

平成16年4月20日

株式会社パークレーヴァウチャーズ

代表取締役 CEO

池田 仰 殿

代理人弁護士

小澤 優一 殿

金融庁監督局銀行第一課長

岳野万里夫



金融庁監督局銀行第二課金融会社室長

橋本元



「前払式証票の規制等に関する法律」及び「銀行法」に関する法令適用事前確認手続に係る照会について（平成16年2月17日付照会文書に対する回答）

照会書面二2に記載された事例で使用される場合において、㈱パークレーヴァウチャーズが作成し、顧客企業が発行する証票については、前払式証票の規制等に関する法律第2条第1項第1号に規定する前払式証票に該当しないと考える。

また、上記証票の決済をする㈱パークレーヴァウチャーズの行為は、銀行法第2条第2項第2号に規定する為替取引を行うことには該当せず、同法第61条に定められた不利益処分に該当することはないと考える。

（注）本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではない。